

ASEAN 地域における高等教育質保証連携と「資格枠組み (QF)」の構築・運用の現段階 — 今、日本の高等教育質保証に何が求められているか —

早 田 幸 政

中央大学 理工学部教授

【目次】

はじめに

1. ASEAN 高等教育の質保証 (QA) 連携の背景
2. 国別の高等教育「資格枠組み (QF)」
 - (1) 概況
 - (2) マレーシアにおける高等教育の QA システムと QF
 - ① 「マレーシア質保証機構 (MQA)」と「マレーシア資格枠組み (MQF)」
 - ② 「マレーシア資格枠組み (MQF)」の構造とその意義
 - (3) タイにおける高等教育の QA システムと QF
 - (4) インドネシアにおける高等教育の QA システムと QF
3. ASEAN 地域を単位とする高等教育の QA に向けた取組
 - (1) 概況
 - (2) ASEAN 資格参照枠組み (AQRf)
 - ① AQRf 成立の経緯
 - ② AQRf の内容
 - ③ AQRf の参照手続
 - (3) ASEAN 質保証枠組み (AQAF)
 - ① AQAF 成立の経緯
 - ② AQAF の内容
 - ③ AQAF 試行評価
4. AQRf、AQAF の意義と今後の課題
5. 「資格枠組み (QF)」を軸とした今後の我が国

高等教育質保証の展望—むすびにかえて—

[キーワード] ASEAN、質保証、資格枠組み、質保証ネットワーク、相互承認

はじめに

今日におけるグローバル化の進展に伴い、海外の学生等が諸外国で取得した学位・修了証明や単位その他の多様な学習歴を国内大学等がどう評価し、一方で我が国学生等が海外の大学等に進学・編入学するに当り若しくは海外企業などに就職するに当り、我が国で取得した学位・修了証明や単位等がどう評価されるのか、統一的なルールの策定が大きな課題となっている。

そこで、そうした課題を克服し我が国を取り巻く学生や研究者等のグローバルな移動を円滑に進めるための取組が我が国と近隣諸国の間で始まっている。具体的には、日・中の北東アジア 2 カ国とオーストラリア、ニュージーランドの計 4 カ国の間で、2017年12月に「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」が締結されるとともに、その直後に韓国もこの枠組みに加わり、同規約は翌2018年2月に発効をみた。同規約の目的は、締結国間で高等教育に関する「資格」の相互承認を行うことにより、学生や研究者等の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善することにある⁽¹⁾。その目的の実現に向け、同規約では、締結国間において高等教育の

「資格」を相互承認または評価・評定するための原則・基準及び権利義務関係について規定するとともに、各国の高等教育制度、個別高等教育機関等の情報の共有等に関する定めが置かれている⁽²⁾。

我が国と近隣諸国の間での高等教育に関する「資格」の相互承認を行うことを内容とする国際規約を締結・発効させるに至った背景に、地域内の高等教育交流のシステム化を先行して進めている ASEAN の動きが存在する。そこでは東南アジア諸国で構成される ASEAN という閉じられた空間に留まるのではなく、その動きを北東アジアやオーストラリア、ニュージーランドにまで拡大させることまでもが視野に取められていた。「キャンパス・アジア」構想実現に向けた作業工程が停滞局面にあった北東アジア諸国も、そうした ASEAN との組織的な連携関係の中で、高等教育に係る「資格」の相互承認システム構築に向けた動きの加速化を図ろうとしているのである。

それでは、一体、ASEAN 地域では、どのような高等教育の共通化に向けた活動を組織的に展開させているのであろうか。本稿では、そうした高等教育統合の促進を必要とさせている ASEAN 地域の社会的、経済的背景について瞥見した上で、まず、ASEAN 構成国の「高等教育資格枠組み」の概要を提示し、若干の具体例の紹介を行う。次いで、ASEAN 諸国に共通的な高等教育の「資格」に関する参照基準の内容、資格の相互承認の基礎ともなる ASEAN を横断する高等教育質保証システム構築に向けた活動展開の現状、についての検討を行う。そして最後に、「資格」の相互承認を軸に展開されるこうした ASEAN の高等教育質保証システム構築に向けた活動の意義とそれが我が国に与えるインパクト等について検証する。

1. ASEAN 高等教育の質保証 (QA) 連携の背景

東南アジアの6カ国が加盟する地域協力体として1967年に発足した「東南アジア諸国連合 (ASEAN)」は後に4カ国が追加加盟し10ヶ国体制で運営されている。現在、ASEAN 地域全体の人口は、6億をはるかに上回る規模を有している。

ASEAN 構成国ではその言語、宗教、文化がそれぞれ

異なっている上に、治安、経済発展の度合いや都市と農村との間の貧富の格差が国毎に相違する。その一方で、東南アジアの国々の一部は、1980年代以降高い経済成長を遂げ、世界経済の行方を左右するほどにまで大きく成長した。しかしながら、1997年のタイのバツ危機に端を発する経済危機が ASEAN 諸国を席卷したのを機に、六億超の人口を有する経済資源と見做し欧米や北東アジア各国との連携を強めながら、同地域の「統合的市場化」、「共同市場化」の方向性が模索されるようになった。

そして、2007年11月、2015年末を目途に「ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community, AEC)」を軸とした「ASEAN 共同体 (ASEAN Community)」の創設に向けたロードマップを文書化した「ブループリント」が採択された。経済分野に力点を置いたブループリントには「高度専門職資格 (professional qualifications)」の国境を越えた相互承認の在り方に関する記述も含まれていた。これを受けて、既に相互承認システムが確立していたエンジニアリングや看護分野に加え、新たに、五つの専門職分野で相互承認システムが構築されるようになった。同年11月には、シンガポールで開催された ASEAN 首脳会議で採択された「ASEAN 憲章 (ASEAN Charter)」は、ASEAN の「統合的共同体」への移行を展望しそのガバナンスの在り方を文書化した。また併せて、ASEAN の「共同体」としての発展・強化に向けて、モノ・サービスの流通や投資の自由が保証され、人々が円滑に移動できるような自由で競争的な経済環境を基礎とした統合的市場と生産拠点の創出、教育 (education) と生涯に亘る学習 (life-long learning) が連結し、科学 (science) と技術 (technology) の協働化の進展を通じた ASEAN 地域の人的資源の能力開発の推進、の必要性が強調された。そして、ASEAN 共同体発足前年の2014年11月には、その更なる発展を展望し2016年～2025年の10年間の ASEAN 共同体の発展に向けたロードマップを示した「ASEAN 共同体のポスト2015ビジョンに関するネピドー宣言」が公表された。ネピドー宣言の第1の柱である「統合されかつ高度に結束された (Integrated

and highly contestable) ASEAN のアイデンティティを高める一環としてそこでは、国内同様、ASEAN 地域内において教育を含む「サービス」が国境を越えて容易に移動できることを可能とするプロセスを一層強力に推進していくことが確認された⁽³⁾。

このように、ASEAN とこれを構成する諸国は、強固な経済圏の創設に向け多額の公的資金を投下していく中で、高等教育の発展とこれを支える質保証システムの構築・運用に向け着実な歩を刻むこととなった。ASEAN が共有する高等教育の構想には、他国の高等教育との世界水準での比較を可能ならしめる仕組みの制度化、グローバルに展開する高等教育市場における競争・協働の関係の確立⁽⁴⁾、といった諸概念が内包されていた。

さてこれまでも、「人的資本 (human capital)」の充実と国境を越えた学生の移動を促進していく上で、国別の高等教育質保証とその比較可能性を容易ならしめる「グローバルレベルでの資格の承認 (global recognition of qualifications)」が必須要件であるとの指摘⁽⁵⁾がなされていた。また、高等教育のグローバル展開を見据え、予想される劣悪な高等教育提供者の跋扈に対峙すべく、国境を越えた高等教育の質及びその修了時に授与される「資格」に対する国内外の信頼を確保する施策の実行を各国共同で取り組む必要性⁽⁶⁾も強調されていた。そうした状況を背景に、アジア開発銀行は、比較的早い時期から、高等教育分野におけるアジア地域の連携と国境を越えた各国間の協働の下、人の移動や教育プログラムの相互交流を促進させるための方途の一として、地域横断的な「資格枠組み (Qualifications Framework)」の構築に向け支援を行う用意がある旨を表明していた⁽⁷⁾。

このように ASEAN が共同的、統合的な経済圏へと歩を進めようとする中で、ASEAN 地域全体の課題である人的資本・資源の充実・強化とその円滑な移動の促進に向け、国別に高等教育の「資格 (qualifications)」の大枠を公定化するとともに、そうした国別の「資格」の ASEAN 域内での通用性を確保できるような ASEAN 地域横断的な質保証システムの構築・運用に向けた方途が模索されるところと

なった。そこでまず、ASEAN 諸国の国別の資格枠組みの概要について省察することとする。

2. 国別の高等教育「資格枠組み (QF)」

(1) 概況

高等教育質保証を先駆的に行っている ASEAN 諸国の「質保証 (Quality Assurance, QA)」システムの相当数が、その内部に「高等教育資格枠組み (Higher Education Qualifications Framework, QF)」を組込んでいる。ここに言う「資格 (qualifications)」とは、正規の教育課程を経てその修了時に授与・交付される学位や修了証明などを指す。

さて「高等教育資格枠組み」の意義について見ると、それが緒に就いた仕組みであることが影響してか事実の「成果」ではなく期待する目標の枠組みの提示であり、教育上のパフォーマンスの姿を政策的視点から示すレベルに留まっているとの指摘⁽⁸⁾もある。こうした指摘を今後の課題として受容しつつも、現段階にあってそれは、学位や修了証明の取得に必要とされる「ラーニング・アウトカム (学習成果)」をそれぞれの学位や修了証明のレベルに応じて分類・公表することで、国別の学生の教育上の仕上がり度の比較が容易となり、国境を越えた学生や研究者、高度職業人等の移動を促進させる効果をもたらすものとして理解されている。

現在、ASEAN 諸国のうち、そうした「高等教育資格枠組み」を文書化し運用させているのは、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール並びにカンボジアといった国々である⁽⁹⁾。

次にマレーシアを中心にタイ、インドネシアの高等教育質保証システムを瞥見する中で、これら国々の高等教育質保証システムの中で「高等教育資格枠組み」がどう位置づけられ機能しているかを検証したい。

(2) マレーシアにおける高等教育の QA システムと QF

① 「マレーシア質保証機構 (MQA)」と「マレーシア資格枠組み (MQF)」

マレーシアにおける高等教質保証の役割を果たして

いるのが、国法に拠って2007年11月に創設された「マレーシア質保証機構 (Malaysian Qualifications Agency, MQA)」である。

MQAの主要な機能として挙げられるのが、a) マレーシアの高等教育に係る学位や修了証明などの「資格 (qualifications)」の参考的指針として、「マレーシア資格枠組み (Malaysian Qualifications Framework, MQF)」を運用すること、b) 高等教育機関が「資格」を授与する際の基準その他の関連するツールを開発すること、c) 高等教育機関とそこに開設されている教育プログラムの質保証を行うこと、d) 「マレーシア資格レジスター (Malaysian Qualifications Resister, MQR)」を維持・管理すること、の4点である⁽¹⁰⁾。

マレーシアでは、高等教育機関が授与する学位や修了証明等の「資格 (qualifications)」はMQFに準拠させることが義務付けられている。MQFは、高等教育質保証の基盤であり、後述の質保証基準への基本的視点を提示するものとして位置づけられている。このMQFの開発・管理の責務はMQAが担っている。すなわち、MQAは、MQFという大きな枠組みの中で、高等教育機関に対するアクレディテーションを遂行しているのである。

ところで、MQAは、「教育プログラム別アクレディテーション」と「機関オーデイト」という2種の質保証活動を行っている。

このうち、教育プログラム別アクレディテーションは、さらに、高等教育機関が教育プログラムを開発しようとするに当り、当該教育プログラムが基本的要件を充たしているかどうかを審査・評価する「暫定アクレディテーション (Provisional Accreditation)」、運用されている教育プログラムが必要な基準を充足しているかどうかを審査・評価する「フル・アクレディテーション (Full Accreditation)」の2種に分かれている。そしてフル・アクレディットされた高等教育機関が定期受審するのが、上記「機関オーデイト (Institutional Audit)」である。「機関オーデイト」の受審を通じ「内部質保証 (Internal Quality Assurance)」が十全に機能していると判定された高等教育機関に対しては、「自己アクレディテーション

実施資格 (Self-Accreditation Status)⁽¹¹⁾が教育省から付与され、それ以降の教育プログラム開設権と事後アクレディテーション実施権が認められる。これらアクレディテーションやオーデイトの準拠基準は、そのための評価の準則として定立された「教育プログラム別アクレディテーション実施基準 (Code of Practice for Programme Accreditation, COPPA)」と「教育機関別オーデイト実施基準 (Code of Practice for Institutional Audit, COPIA)」である⁽¹²⁾が、そのいずれもが、MQFの求める諸要件を基本に据えて規範化されていることに留意が必要である。

②「マレーシア資格枠組み (MQF)」の構造とその意義

マレーシア政府は、従来より、高等教育の世界的なハブとしての地位を獲得するための基本戦略の樹立に熱心であった。そうした戦略の一つが、知識・科学技術の積極的な相互移転並びに教育プログラムや専門分野を受け皿とした学生、研究者等の相互交流を容易にすることにより、同国の高等教育の魅力を高め国内外の学生、研究者や熟練労働者の心を引きつけようとするものであった。他の一つが、海外拠点の形成に加え、地域若しくはグローバルなレベルで展開されるマレーシアの高等教育の優位性をアピールする仕組みの構築を同国の大学に対し要請するというものであった⁽¹³⁾。

1990年代以降、同国は、高等教育分野の諸サービスの民営化を図るとともに、海外大学と大学教育提供に関わる提携関係を基礎にトゥイニング・プログラムと呼ばれる海外の学位プログラムを自国のカレッジに開設し、海外大学の学位取得を容易にするなど、高等教育のグローバリゼーションの潮流に機敏に対応し大きな成功を収めてきた国である⁽¹⁴⁾。

このように同国が、斬新な高等教育提供手法開発のフロンティアとしての地位を確立していることを反映して、MQFにはa) 高等教育アクセスや就労に係る国際承認及び学生移動プロセスの簡素化に貢献する、b) MQFが労働市場と密接に関連づけられていることに伴い、そうした労働市場に関連する分野の教育プログラムの発展を促進する、c) 高等教育を受ける機会を逸していた人々や生涯に亘る教育・研修を受け若

しくはこれから受けようとする人々が、国内外においてより高い教育階梯に進み「知の領域 (knowledge arena)」に足を踏み入れることを容易にする、などの役割を果たすことが期待されている。MQF がそうした機能を有していることに伴い、それは、正規の高等教育提供者が授与する国家公認の学位や修了証明とリンクし合うと同時に、学習者の教育階梯に応じた「修学の道程 (educational pathways)」を提示するものとして制度設計されている。こうした「修学の道程」は、単位互換に留まらず、経験学習の単位換算を通じ、より上位の教育階梯に進むことを各個人に可能ならしめる役割も果たしている¹⁵⁾。

ところで、MQF では、「(a) スキル (Skills)」、 「(b) 職業・技術 (Vocational and Technical)」、 「(c) 学問 (Academic)」という国の定める 3 つの高等教育領域において、8 レベルの「資格 (qualifications)」が設定されている。この 8 つのレベルのうちのレベル 1～レベル 3 では、「スキル獲得サーティフィケート (Skills Certificates)」、 「職業・技術能力修得サーティフィケート (Vocational and Technical Certificates)」が授与される (レベル 3 には、基礎学問クラスの「サーティフィケート (Certificates)」が授与される課程も含まれている)。一方、レベル 4～レベル 5 で

は、「ディプロマ (Diploma)」と「上級ディプロマ (Advanced Diploma)」が授与される。レベル 6 では「バachelor 学位 (Bachelors Degree)」が、レベル 7 では「マスター学位 (Masters Degree)」が、レベル 8 では「ドクター学位 (Doctoral Degree)」がそれぞれ授与される (1～8 の各レベルに対応する資格 (qualifications) 等の対応関係については、「<表 1> マレーシア資格枠組み：資格の種類とその各々のレベル」を参照のこと)。そして、MQF の各レベルに対応して細分化された「資格」毎に、<表>中の「領域」をより具体化した個別の「ラーニング・アウトカム」が列記されている。これをより詳しく見ると、「学士 (Bachelor)」を含むレベル 6 からレベル 8 をカバーする「ラーニング・アウトカム」の一般的な種類として、a) 知識、b) 実践的能力、c) 社会的スキル、責任性、d) 価値観、態度及びプロフェッショナルリズム、e) コミュニケーション能力、リーダーシップ及びチーム・スキル、f) 問題解決能力及び科学的スキル、g) 情報マネジメント能力及び生涯学習スキル、h) 経営力及び起業家的能力、の 8 種が示されている。

ちなみに、MQF は、レベル 6 の最上位に位置する「学士」の学位を取得するためには、<表 1>の「領域 (高等教育)」に対応させより精緻化されたラーニ

<表 1> マレーシア資格枠組み：資格の種類とその各々のレベル

MQF のレベル	領域			生涯に亘る 学習
	スキル	職業・技術	高等教育	
8			ドクター学位	経験学習の認定
7			マスター学位	
			ポストグラデュエート・サーティフィケート & ディプロマ	
6			バachelor 学位	
			グラデュエート・サーティフィケート & ディプロマ	
5	上級ディプロマ	上級ディプロマ	上級ディプロマ	
4	ディプロマ	ディプロマ	ディプロマ	
3	スキル獲得サーティフィケート 3	職業・技術サーティフィケート	サーティフィケート	
2	スキル獲得サーティフィケート 2			
1	スキル獲得サーティフィケート 1			

※ “MALAYSIAN QUALIFICATIONS FRAMEWORK” 13頁の “QUALIFICATIONS AND LEVEL” を基に作成。

(注) 本表の「領域」中、「高等教育 (Higher Education)」は、MQF 正文の「本文」では「学問 (Academic)」と表記されている。いずれも同義に捉えられるものであるが、本表は、MQF 「本文」ではなく「附属資料 (表)」の表記に準拠した。

ング・アウトカムとして、以下のような資質・スキルや態度・志向性の涵養が必要である旨を明示する。

- ・上級者用のテキストを通じて学習したもので、当該専門分野の基本的な原理・原則に基づく知識・理解を修得したことを明らかにできる能力。
- ・その専門分野の職場領域のプロフェッショナルリズムに依拠しながらそうした知識・理解を活用できる能力。
- ・その専門分野に固有の諸課題について議論し課題解決ができる能力。
- ・社会的問題や科学的問題並びにそれらに関係する倫理的問題を考慮し所要の決定を行うことのできる技術や、そのための調査を実施しデータを活用できる力量を身に付けていることを明らかにできる能力
- ・効果的にコミュニケーションを行う能力及び様々な情報や考え方、課題とその解決策を専門家やそれ以外の人々に伝えることができる能力。
- ・チーム・スキルや対人関係に関わるスキルを職場に順応可能なよう実践できる能力。
- ・高い自立性の気概をもって、さらに学問に向き合うことができるような自主学習スキル。

また、MQF の各レベルは、「ラーニング・アウト

カム」のほかに、履修単位時間数、学生の学習時間数の違いに応じて分けられている。生涯に亘る学習／教育における「修学上の道程」は、「経験学習 (Prior Experiential Learning)」に対する単位換算が認められていることから、全てのレベルについて横断的に設定されている⁽¹⁶⁾。MQF を構成する各レベルとそこで授与される「資格 (qualifications)」が、履修単位数とどう連動しているかについては、「<表 2>「マレーシア資格枠組み：各資格の取得のための必要単位数」を参照されたい。

(3) タイにおける高等教育の QA システムと QF

タイにおいて、高等教育の発展の諸施策の実施とともに、国法に基づき学位授与権をもつ個別高等教育機関の設置と事後の大学マネジメントを対象に評価を行う任を担っているのが教育省内に置かれている「高等教育委員会事務局 (Office of the Higher Education Commission, OHEC)」である。そして、OHEC と密接に連携しながら外部質保証の役割を担っているのが、国王令に設置根拠をもつ「国家教育基準・質評価局 (Office for National Education Standards and Quality Assessment, ONESQA)」である。タイの高等教育質保証は、OHEC が2014年に行った制度改革を受けて高等教育質保証は新たな段階へと移行した。

<表 2>マレーシア資格枠組み：各資格の取得のための必要単位数

MQF のレベル	学位・修了証明	必要単位数
8	ドクター	単位無し
7	研究者養成マスター	単位無し
	全部もしくは一部で授業の形態が用いられるマスター	40
	ポストグラデュエート・ディプロマ	30
6	ポストグラデュエート・サーティフィケート	20
	バチェラー	120
	グラデュエート・ディプロマ	60
5	グラデュエート・サーティフィケート	30
	上級ディプロマ	40
4	ディプロマ	90
1～3	サーティフィケート	60
	スキル獲得サーティフィケート	スキルの内容と各レベル毎に異なる

※ “MALAYSIAN QUALIFICATIONS FRAMEWORK” 14頁 の “PROPOSED MINIMUM CREDIT” を基に作成。

現在、外部質保証の責任を担う ONESQA は、高等教育機関を教育研究目的別にカテゴリー化し、その差異に対応させた質保証活動を行っている⁽¹⁷⁾。ONESQA の営む外部質保証では、各高等教育機関の「内部質保証」活動の有効性評価に重点が置かれるとともに、外部質保証、内部質保証のいずれにおいてもアウトカム評価が重視されてきた。

ところで、タイの高等教育質保証におけるアウトカム評価の基礎を提供しているのが、「国家教育法 (National Education Act)」を根拠に定立された教育ガイドラインの実効性を担保する役目を果たすものとして、OHEC の下で2006年11月に成文化され2009年7月に発布された「タイ国家高等教育資格枠組み (National Qualifications framework for Higher Education in Thailand)」である⁽¹⁸⁾。

タイでは、「2019年に向けたタイ基本計画 (Design Thailand 2019)」の実現に向け、他の ASEAN 諸国との良好なパートナー・シップの醸成を基礎に自立的な経済発展を遂げ「創造的社會 (Creative Society)」の確立を目指す中で、人と組織の能力開発の必要性が標榜されている。そうした施策を高等教育分野で具体的に実現するために、政府機関である OHEC は2008年、競争力やマン・パワーの向上、質保証といった高等教育上の諸課題を克服するための重要な仕掛けとして高等教育機関間の連携・強力とネットワーク化を促進するための長期的な高等教育計画を樹立した⁽¹⁹⁾。その一環として OHEC は「タイ国家高等教育資格枠

組み」を公定化するとともに、有為な卒業生を輩出できるように、各高等教育機関に対して、そこに設置された教育プログラムとそれを支える教員組織の検証を同資格枠組みを活用して行うよう勧奨してきた。そして現在、同資格枠組みは、学士課程、大学院課程双方の教育プログラムのコンピューター、看護、エンジニアリング、会計、教育、公共政策など14分野の分野別評価における重要な評価ツールとして用いられている⁽²⁰⁾。

「タイ国家高等教育資格枠組み」の趣旨・目的には、タイ国内の大学などから授与・交付された学位・修了証明等と海外の大学等で得た卒業・修了証明等の比較を容易にすることを通じ両者の等価性を確保するとともに、高等教育機関の営む「内部質保証」や外部評価者のための活動上の準則として役立ててもらふこと、さらにはこれを雇用者にも活用してもらふこと、までもが包含されている⁽²¹⁾。

同資格枠組みにおける高等教育レベルは、レベル1「上級ディプロマ (Advanced Diploma)」、レベル2「学士 (Bachelor)」、レベル3「専攻科修了 (Grad Dip)」、レベル4「修士 (Master)」、レベル5「上級大学院ディプロマ (Higher Graduate Diploma)」、レベル5「博士 (Doctor)」の5段階となっている (レベル数は、別に「入門レベル」が設定されているほか、レベル5が2種存在するので計7レベルである)。「上級大学院ディプロマ」と「博士」のいずれもが、レベル5に位置づけられているのが特徴的である。

この「タイ国家高等教育資格枠組み」は、以下の表

＜表3＞高等教育レベル、修得単位数、ラーニング・アウトカムの領域の相互関係表

レベル	必要単位数	ラーニング・アウトカムの領域				
		倫理・モラル	知識	認識に係るスキル	対人関係に係るスキル及び責任能力	分析力、コミュニケーション力
(入門レベル)	-	-	-	-	-	-
1. 上級ディプロマ	90	XX	XX	XX	XX	XX
2. 学士	120 150 180	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
3. 専攻科修了	24 (学士の単位以外に)		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
4. 修士	36 (同上)		XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
5. 上級大学院ディプロマ	24 (修士の単位以外に)		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX

6. 博士	48 (修士の単位以外に) 若しくは72 (学士の単位以外に)	XXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
-------	------------------------------------	--------	----------	----------	----------	----------

※ “National Qualifications Framework for Higher Education in Thailand” [IMPLEMENTATION HANDBOOK 2006.11] p.5 “Relationship Between Levels, Credits and Domains of Learning” を基に作成

のように要約できる。

上記「<表3>」は、「タイ国家高等教育資格枠組み」における高等教育の各レベルの修了時に求められる必要修得単位数と「ラーニング・アウトカム」の関係を要約的に一覧で示したものである。同資格枠組みにおける「ラーニング・アウトカム」は、「倫理・モラル」、「知識」、「認識に係るスキル」、「対人関係に係るスキル及び責任能力」、「分析力、コミュニケーション力」の5領域で構成されている。同表から分かるように、上位レベルにある学位等の課程ほど、修得すべき「ラーニング・アウトカム」の内容が高度化し複雑多岐に亘っている（その具体的な内容は、“National Qualifications Framework for Higher Education in Thailand”の中で詳細に記述されている）。また、「<表3>」では、各学位等の課程のレベル毎に、「必要単位数」が記されているが、それは単に学習量の目安を示したのではなく、学習内容の水準や豊富さを数値を通じて表したものであることに留意が必要である。

(4) インドネシアにおける高等教育のQAシステムとQF

インドネシアの高等教育は世界有数の規模を誇っている。同国には、2015年の時点で2800もの高等教育機関が存在し、400万人の学生が在籍する。全高等教育機関中、私学の占める割合は95%で、そこに学生全体のおよそ60%が在籍している。一方で、同国の教育予算は、GDP全体の約1%にしかすぎない。こうした状況下であって、高等教育へのアクセスを高め、その質の充実に向けてマシ化した高等教育の現状に対処するために有為な挑戦も試みられてきた。高等教育質保証システムの整備も、そうした施策の一環として位置づけられている⁽²²⁾。

同国で高等教育質保証の任を担うのは、国法に依拠する「国立高等教育ア krediteーション機構 (BAN-PT)」である。BAN-PTは、高等教育機関と教育プ

ログラムの双方をターゲットにその質保証を担ってきた。教育プログラムの外部質保証は、学士課程、修士課程、ディプロマ課程、遠隔教育課程、専門職課程を対象に行われている⁽²³⁾。

「高等教育資格枠組み」として、同国では、「教育文化省 (Ministry of Education and Culture)」の策定に係るもので2012年8月に大統領令として発布された「インドネシア資格枠組み (Indonesian Qualifications Framework, IQF)」が構築されている。

IQFの目的は、高等教育のグローバル化に伴い、国境を越えた学生移動を促進するとともに、インドネシアと諸外国の学位や修了証明の透過性を可視化させることを通じ、同国の国際的競争力を高めることにある。併せて、IQFを、過去の実務経験、就労経験を学位や修了証明に必要な「学修」として公的認定できる仕組みとすることにより、職に恵まれない労働者に対して雇用の機会を付与することにその目的の一端がある。現在、インドネシアのQAシステムとIQFは直接的な連動関係にはない。今後、IQFに明示されている「ラーニング・アウトカム」を、「国立教育基準機構 (BSNP)」が所管する「国家教育基準 (National Standards of Education)」における各教育階梯で修めるコンピテンシーの指標として用いることにより、各高等教育機関の「内部質保証」の十全化を図るとともに、国の大学評価機関や専門職その他実務分野の教育評価団体のア krediteーション手続に組込むことを通じて外部質保証を充実していく方向性が模索されている⁽²⁴⁾。

ところで、このIQFでは学位・修了証明等の段階毎に修得が要請される「科学的手法」、「知識」、「ノウ・ハウ」、「スキル」、「心的志向性」に係る5領域の「ラーニング・アウトカム」を基礎に、「モラル・倫理観」、「実務能力」、「理解力」、「自立性・責任性」といった行動要因を交差させながら9のレベルが設定されて

いる。IQF で高等教育レベルに指定されているのは、レベル 3～レベル 9 である。そのレベルの中で、概ね学士学位に相当するのがレベル 6 であり、その上位に職業専門職学位のレベル 7、修士学位のレベル 8、博士学位のレベル 9 が位置づけられている⁽²⁵⁾。

3. ASEAN 地域を単位とする高等教育の QA に向けた取組

(1) 概況

ASEAN 地域を中心とする学生移動や大学間教育交流などの促進に向け、これまで ASEAN 諸国政府の協力下で設立された「ASEAN 大学ネットワーク (ASEAN University Network, AUN)」が、「AUN 質保証ネットワーク (AUN Quality Assurance, AUN-QA Network)」を構築し、域内の優良大学を主たる対象に教育プログラム評価、さらには大学機関別評価を実施してきた。また、タイ政府主導で運用されてきた「東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター (SEAMEO-RIHED) も、「GMS 単位互換システム構築プロジェクト」を推進していく中で、ASEAN 地域の高等教育質保証の枠組みを構築するとともに、その対象範囲を北東アジア等へ拡大させていく方途を摸索していた。SEAMEO-RIHED は、こうした動きを加速させる中で、後述する「ASEAN 質保証ネットワーク (ASEAN Quality Assurance Network, AQAN)」の構築にも能動的に関与した。このような質保証システムの構築を側面的に支援した国々である EU 諸国やオーストラリア、ニュージーランド等が「ラーニング・アウトカム」を基盤に据えた「資格枠組み (Qualifications Framework)」を軸に高等教育質保証の営みを展開していることが大きく影響したこともあって、ASEAN 地域全体においても、同様の動きが広がるようになった。

そこで本章では、ASEAN 横断的な「高等教育資格枠組み」としての役割を果たすことが期待される「ASEAN 資格参照枠組み (AQRF)」と、ASEAN 各国の外部質保証機関のメタ評価を行うプロセスで国別に構築されている高等教育「資格枠組み (QF)」の有効性評価に臨むことを企図する上記 AQAN の質保証

システムについて検討することとする。

(2) ASEAN 資格参照枠組み (AQRF)

① AQRF 成立の経緯

ASEAN 地域を横断する「高等教育資格枠組み」については、ASEAN 諸国、オーストラリア、ニュージーランドの間で締結された合意文書「ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易圏 (AANZFTA) 経済協力支援プログラム (AECSP)」に沿って、同地域の国別の資格枠組み構築を促進するという目的の下、地域横断的な枠組み導入に向け準備作業が行われてきた。そうした枠組み構築の提案書は、2010年7月開催の AANZFTA に向けた「自由貿易合同検討委員会 (FTA Joint Committee)」で承認された。

そして、2011年4月の AANZFTA フォーラムにおいてタイにより、国別の「国家資格枠組み (National Qualifications Framework, NQF)」の比較可能性を担保できる ASEAN に共通的な参照枠組みの骨子案が提示された。この骨子案を基礎に、自由貿易合同検討委員会に設置された作業班 (ASEAN 関係者に加え、オーストラリア、ニュージーランドの代表もオブザーバーとして参加) の許で具体的な検討が重ねられ、2014年3月、ミャンマーのヤンゴンで開催された作業班会議において AQRF 文書の成案を得た。これを受けて、同文書は、「ASEAN 経済担当大臣・ASEAN 労働担当大臣・ASEAN 教育担当大臣合同会議」で承認された (この枠組み作りの過程で、「欧州資格枠組み (European Qualifications Framework, EQF)」も参考に供された)⁽²⁶⁾。

② AQRF の内容

まず、「ASEAN 資格参照枠組み (ASEAN Qualifications Reference Framework, AQRF)」に言う「資格 (Qualifications)」とは、国別の「資格枠組み (QF)」に言う「資格」とほぼ同義で、「ラーニング・アウトカム」の達成度の指標として位置づけられ教育プログラム修了時に交付される学位や修了証明 (時として修得単位も) のことを指す。非公式な学習である経験学習や「生涯に亘る学習 (life-long learning)」も、「ラーニング・アウトカム」の達成度に係る一定の要件の充足状況の判定の結果を考慮し

て、上記いずれかの「資格」として認められている。

AQRFは、「ラーニング・アウトカム」を基礎にその達成度を8段階の階層構造として設定し、各々の段階で求められる資質・能力、スキル、責任力（の程度）を文章化している（AQRFの具体的な内容については、「<表4> AQRFの8つの各段階で修得が求められる「ラーニング・アウトカム」を参照）。そしてそれが、性格上、国別のQFのあくまでも「参照枠組み」として位置づけられていることから、それに対応させた学位や修了証明を特定する記述はAQRFには存しない（達成度に対応させ如何なる学位・修了証明等を設定するかは、国別の判断に委ねられている）⁽²⁷⁾。

さてAQRFの目的・役割として挙げられるのが、

その成立課程でも強調されたことであるが、国別に設定されている「国家資格枠組み（National Qualifications Framework）」との比較可能性を担保することによって、ASEAN地域における「資格」を軸とした質保証の共有化を指向するという点にある。すなわち、AQRFは、国別のQFの比較可能性を高める参照枠組みとしてa) 各国間の「資格」の相互承認を支援する、b) 経験学習を身近なものとする事ができるような国別のQFの開発を促進する、c) 国外で修めた正規の教育を通じた「学修」を国内で評価するための手法の開発を推進する、d) 国境を越えた教育プログラム交流や学生・熟練労働者等の移動を促進させる、等の役割を果たすものとされている。但し

<表4> AQRFの8つの各段階で修得が求められる「ラーニング・アウトカム」

段階	段階別のラーニング・アウトカム（各段階で育むよう求められる知識・スキル）	同左（知識・スキルの活用と責任性の程度）
	知識・スキルの内容・程度	知識・スキルが備わっている旨の証明事項
第8段階	◇その分野の先端的なスペシャリストで、開拓者のレベルにある ◇自律的かつ創造的な思考力を備え、新たな知識や実践を生み出すことができる	◇その知識・スキルは専門性が高く非常に多角的で、複雑かつ抽象的な課題の解決に向け、新たな理論・解決策を立案しこれを検証することができる ◇研究活動や組織のマネジメントにおいて信頼性を獲得し卓越した判断ができることに加え、専門的な知識・実務の幅を拡げ新たな概念・手法を創造することにおいて大きな責任を担うことができる
第7段階	◇その分野の最前線の知識・スキルを備えるとともに、その知識を十分使いこなすことができる ◇それまでの知識・実務の幅を広げそれらの再定義を行うような研究の基礎となる批判的かつ主体的な思考ができる	◇その知識・スキルは多角的で非定常的であることに加え、斬新な課題解決策を立案しこれを検証することができる ◇専門性に係る知識・実務・マネジメントにおいて卓越した判断をし大きな責任を担うことができる
第6段階	◇その専門分野における専門的な技術、理論を修得している ◇批判的かつ分析的な思考ができる	◇多様かつ柔軟に事を進めることができる ◇独創性と順応性に加え、活動を改善し複雑で抽象的な課題を解決するための戦略を立てることができる
第5段階	◇その分野全体に亘り詳細な技術的、理論的知識をもつ ◇分析的に思考できる	◇変化に対応できる ◇複雑で抽象的な問題の解決に向け、複数の活動を個別に評価できる
第4段階	◇その分野についての一般的知識をもつとともに、技術的、理論的視点も併有する ◇柔軟に行動できる	◇常識的に事を進めるが変化にも対応できる ◇異なる課題を解決する際に、幅のある指針の下で自由な判断を行い調整役を担うこともできる
第3段階	◇一般原則や何らかの概念的な視点を伴う ◇基礎的な手法、ツール、事物並びに情報を選択し活用できる	◇定期的に事を進めようとするが変化に対応する視点もいくつか認められる ◇複数の課題を独立して解決する際に、概括的な指針の下で何らかの判断や今後の計画を策定できる
第2段階	◇概括的かつ事実確認的 ◇標準的に行動する	◇定型的にプロセスを進める ◇類似の課題の解決に当り「命令」を受けて対応するが、いくつか自身で判断することもできる
第1段階	◇基礎的かつ概括的 ◇単純かつ平明で量的に測定可能な行動様式	◇定型的かつルーチンにプロセスを進める ◇「支援」を受けると「管理」されるがほぼ同義のレベル

(※) “ASEAN QUALIFICATION REFERENCE FRAMEWORK” 6頁の“Components of the Framework”の対照表を基に作成。

それはあくまでも「参照枠組み」である以上、国別の QF の構築・運用に対し、AQRF への準拠を求めるなど拘束的な対応をとることはないものとされていた。

この AQRF の主要な特徴点として、次の 3 点を挙げる事ができる。

第 1 点目は、段階別の階層構造として設定されている達成すべき「ラーニング・アウトカム」は、コンピテンシーを基礎としたものであるということである。そしてそれらコンピテンシーを、a) 理論・概念を駆使する能力、経験を通じて得た知識を活用する能力といった「認知上のコンピテンシー (Cognitive competence)」、b) 実務領域で発揮できるスキルやノウ・ハウに関する「機能上、行動上のコンピテンシー (Functional competence)」、c) それぞれの場面に応じて何をなすべきかを自身で判断できる「属人的なコンピテンシー (Personal competence)」、d) 人としての良心や職業倫理といった「倫理的なコンピテンシー (Ethical competence)」の 4 種類に分別する。

第 2 点目は、AQRF の段階別のラーニング・アウトカムは、「知識・スキル (Knowledge and Skills)」の涵養の程度を問う範疇と、そうした知識・スキルを実務分野で如何に活用しどの程度の自立性を以てこれを実践できるのかに関わる「活用力と責任力 (Application and Responsibility)」を問う範疇の二つの範疇で構成されている、ということである。

第 3 点目は、階層構造の上位に位置する各階層で求められる達成すべき「ラーニング・アウトカム」は、それより下位段階の「ラーニング・アウトカム」がすでに達成されていることを前提に設定されている、ということである⁽²⁸⁾。

③ AQRF の参照手続

AQRF は、上述の如く、国別の「国家資格枠組み (QF)」のあくまでも「参照枠組み」として位置づけられるものである。一方で、AQRF は、国境を越えた学習者・研究者や高度職業人の移動の円滑化を図ること等を目的に、国別の QF との比較可能性を担保することで、ASEAN 地域における「資格」を軸とした質保証の共有化をも指向している。

このように AQRF が国別の QF との比較可能性を

担保するという性格を併有していることの帰結として、そこには、「AQRF 参照手続 (AQRF Referencing Process)」と呼ばれる、国別の QF 若しくは高等教育質保証 (QA) システムが AQRF の「ラーニング・アウトカム」に係る 8 段階の階層構造にどの程度準拠しているかを検証するプロセスが組込まれている。従ってそれは、ASEAN を構成するそれぞれの国の権限ある機関が、AQRF の「参照基準 (Referencing Criteria)」に準拠して、国別の QF (若しくは QA システム) と AQRF との整合状況を検証しその結果を報告書にしたためのプロセスとして展開される。

この AQRF 「参照基準」では、a) それぞれの国の QF に「資格 (qualifications)」として掲記する手順の透明性が確保されていること、b) QF に明示されたそれぞれの「資格」と AQRF における段階別の到達度との関連性が明確に表記されていること、c) 国別の教育・研修に係る QA システムが、その国の QF と明確に関連づけられていること、d) 「参照」しその検証を行う手続が中心的な公共機関によって立案されるとともに、それぞれの「資格」を支えている主要ステークホルダーがこれを承認していること、e) 各「資格」の基礎となっている分野で実務経験を積んだ他国の人々が、この参照・検証の手続に参加し報告書作成にも関与していること、などの諸項目が規範化されている。

(3) ASEAN 質保証枠組み (AQAF)

① AQAF 成立の経緯

「ASEAN 質保証枠組み (ASEAN Quality Assurance Framework, AQAF)」は、東南アジア地域を「共通的な高等教育の空間 (common higher education space)」へと昇華させることを目標に、地域内の高等教育の調和的発展を図るためのツールとして、「ASEAN 質保証ネットワーク (ASEAN Quality Assurance Network, AQAN)」の主導下で開発された。AQAN は、2008 年に設立された組織で、高等教育・職業研修に責任を負う国の機関とその代表者によって構成されている。

そもそも AQAF の形成の大きな目的の一として、

同年に採択された「東南アジアの高等教育の地域統合に向けた枠組み構築の提案－共通空間への道程 (Proposal on the Structured Framework for Regional Integration in Higher Education in SEA: the Road Towards a Common Space)」の構想を具体的に実現することにあった。ASEAN 全体の QA 実現に向けた構想の策定作業は、同地域の3つの高等教育質保証機関、すなわち AQAN のほかに「ASEAN 大学ネットワーク (AUN)」及び「東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター (SEOMEORIHED)」の各組織の代表によって組織されたタスクフォースによって進められ、2013年、その成案が AQAN によって承認された。現行の AQAF は、部分的な修正を経て2015年に採択されたものである (2013年当時に採択された質保証枠組みの名称は、“ASEAN Quality Assurance Framework for Higher Education, AQAFHE”であった)。

同年、ASEAN 経済共同体の発展に資することを旗印に、同地域の高等教育における地域協働と質の向上を目的に、「欧州連合 (EU)」が資金提供するプログラム (4年の期限) である「ASEAN 地域の高等教育への EU 支援 (European Union Support to Higher Education in the ASEAN Region, SHARE)」プロジェクトが始動した。この SHARE プロジェクトを EU 側で支え推進したのは、「ドイツ学術交流会 (German Academic Exchange Service, DAAD)」、 「欧州高等教育質保証協会 (European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA)」、 「欧州大学協会 (European University Association, EUA)」などのヨーロッパ横断的な大学・学術団体であった。同プロジェクトは、DAAD の主導の下、ENQA と EUA がこれに協力するという方式において、ASEAN 地域の高等教育質保証のためのガイドラインとしての役割が期待される AQAF の実効性の確保に向け強力に進められた。

以上のような経緯で成立・始動することとなった AQAF は、現在、新たな段階に入っている。後述の如く、AQAF の有効性を検証するために、ASEAN 地域に所在する国別の高等教育質保証機関を対象に

「試行評価 (Pilot Review)」の活動が展開されたのである。

② AQAF の内容

AQAF は、ASEAN 経済共同体の実現にとって高等教育の質的転換が不可欠の前提であるという認識の下、高等教育の質を高めると同時に、高等教育に係る「資格 (qualifications)」への信頼性の確保と ASEAN 域内での国別の「資格」の「相互承認 (mutual recognition)」の仕組みを盤石なものとするため、同地域を構成する国々の高等教育質保証機関が緩やかに準拠すべき質保証のガイドラインを提示することをその基本的な趣旨としていた。併せ、これら高等教育質保証機関が質保証活動の改善・向上に向けその活動の自己検証を行うに当たり、AQAF を検証プロセスにおける参照ツールとして活用することが期待されていた。

次に、AQAF の具体的な内容について見ていくこととする。

AQAF には、「[第1領域] 外部質保証機関 (External Quality Assurance Agencies)」、 「[第2領域] 外部質保証の基準・手続 (External Quality Assurance Standards and Processes)」、 「[第3領域] 内部質保証 (Internal Quality Assurance)」、 「[第4領域] 国家資格枠組み (National Qualifications Framework)」の4領域が設定され、各領域毎に10か条の条規が置かれている。また、それぞれの条規毎に、その解釈並びにその条規が充足されていることを示す証明資料 (例) が掲記されている⁽²⁹⁾。

このうち「[第1領域] 外部質保証機関」では、高等教育の外部質保証を掌る質保証機関の組織・活動の適切性を検証するための条規が設定されている。具体的に、a) 外部質保証機関設置の法的根拠や公権力との関係性 (1.2)、 b) 外部質保証機関の自律性の確保 (1.3)、 c) 外部質保証機関の活動を自身が検証する仕組みの具備 (1.9)、 d) 外部質保証機関に係る情報 (評価基準・手続、評価結果等) の社会への公表 (1.10) 等の定めがなされている。

「[第2領域] 外部質保証の基準・手続」では、外部質保証機関が各高等教育機関を評価する際の方針・方法の適切性に関わる条規が設定されている。そしてそ

こには、各大学が営む「内部質保証」に対する要求事項の適切性を担保する条規も含まれている。これを具体的に見ると、a) 評価基準が、各高等教育機関のグッド・プラクティスの比較を容易にし、かついずれの評価基準も「内部質保証」に関連づけられていること (2.2)、b) 評価プロセスが、大学や教育プログラムによる自己評価、訪問調査、評価判定並びにフィードバックの仕組みの4局面で構成されていること (2.5)、c) 評価活動が客観的かつ公正で、透明性が確保された状態で営まれていること (2.6)、d) 定期的に評価員研修が実施されていること (2.7)、といった条規が置かれている。

「[第3領域] 内部質保証」では、「内部質保証」の仕組みを制度的に確立する上で必要な要件が定められており、それらの条規は、大学に対しその仕組みをより充実したものとするよう促す効果をもたらしている。ここに置かれた具体的な規定として、a) 大学の自律性とアカウントビリティーとの間のバランスを図

れるようなものとして内部質保証を展開すること (3.2)、b) 教員、学生を含む全てのステークホルダーの参画と協働の下で内部質保証を営むこと (3.3)、c) 機動的で構造化され、かつ責任の所在が明確化された内部質保証システムが確立されていること (3.5)、d) 大学内に、教育プログラムや学位授与等の創設、それらの定期的な検証とモニタリングを行うための公的な仕掛けが作られていること (3.8)、e) 大学、教育プログラム、成果及び質保証の手續に関する情報が社会に公にされていること (3.10)、などがある。

「[第4領域] 国家資格枠組み」には、高等教育質保証システムを運用するプロセスで、「ラーニング・アウトカム」を基本に据えて ASEAN 各国が設定する「国家資格枠組み (National Qualifications Framework, NQF)」に求められる要件が条規化されている。この「第4領域」を構成する全ての条規を、以下に掲記する。

この「[第4領域] 国家資格枠組み」は、NQF に必

AQAF 基本原則 4：国家資格枠組み (NQF)

- 4.1 NQF は、過去の学習を正規のものとして認定することを含め、学習・研修の意義を積極的に認めることを容易にするものであること。
- 4.2 NQF は、「生涯に亘る学習 (life-long learning)」を含め、「資格 (qualifications)」の認定を通して、学生や労働者の移動を促進させるものであること。
- 4.3 NQF は、「ラーニング・アウトカム」を基礎とするもので、「学生中心の学習 (student-centred (ママ) learning)」や「学生のコンピテンシー (student competencies)」に力点が置かれていること。
- 4.4 NQF は、順次的な学習を経て上級階梯に進んでいくに当り、その一貫性、透過性に加え、その柔軟運用をも支援するものであること。
- 4.5 NQF は、一般に、レベル毎に求められる要件の別に明示されるとともに、それらが単位制度を基本に据えていること。
- 4.6 NQF には、関係する国の方針の後ろ盾が必要であること。
- 4.7 NQF の開発・運用に当り、ステークホルダーの意向が反映されるとともに、その活動に積極的に関与することが要請されること。
- 4.8 NQF の運用は、権限のある組織体が担うとともに、質保証に係る一連の原則・基準によって支えられていること。
- 4.9 NQF は動的性格をもつべきで、転変するニーズや発展の度合いに応じた見直しが必要であること。
- 4.10 NQF の十全な運用に当り、「権限ある情報センタ (authorised (ママ) information centre)」が必要であること。

要な内容・手続上の要件とその効果についての概括的な定めにとどめている点において、修得すべき「ラーニング・アウトカム」の中身を各「資格」の段階別に詳細に定めている AQRF とはその趣を異にしている。但し、いずれも、ASEAN 各国の高等教育質保証機関に対して、その各々の NQF が、これら横断的に提示した枠組みと如何に整合しているかの確認を要請している点で軌を一にしている。

なお、AQAF の立場として、現段階にあっては、NQF が未整備若しくはそれが整備されていてもその運用が他の機関に委ねられている場合、当該高等教育質保証機関は「[第4領域] 国家資格枠組み」の検証を行う責務を免除することとしている。

③ AQAF 試行評価

AQAF については、上に見たように、その有効性を検証することを目的に、ASEAN の各高等教育質保証機関を対象とした「試行評価 (Pilot Review)」が展開された。

試行評価の実施期間は、2016年11月から2017年11月にかけての約1年間であった。

試行評価のプロセスは、a) 評価者研修、b) 試行評価への参加を表明した高等教育質保証機関が提出した自己評価報告書の検証、c) 訪問調査、d) 訪問調査報告書の相互確認、e) 最終(試行)評価報告書の確定、の各段階で構成されていた。

その試行評価プロセスは、「ASEAN 質保証ネットワーク (AQAN)」と「欧州高等教育質保証協会 (ENQA)」の協働で進められた。その営みが「SHARE プロジェクト」の一環として行われたこともあり、とりわけ ENQA の果たした役割は大きかった。具体的に、ここでは、高等教育質保証機関が提出した自己評価報告書及び訪問調査に対する高等教育質保証機関からの意見書の受理権者が ENQA とされていたほか、評価者研修の実施主体も ENQA とされていた。さらに訪問調査についても、ENQA が AQAN と対等な関係において協働でこれを実施した。

なお、この試行評価に要する経費のほぼ全てが、上記「SHARE プロジェクト」によって支弁された。

4. AQRF、AQAF の意義と今後の展開

AQRF、AQAF のいずれも、ASEAN 地域内外の国境を越えた学生・職業人の移動や大学間教育交流の促進を図ることが出来るよう、国別の高等教育質保証機関によって認定された高等教育の質保証の効力を同地域内の国々の間で共有し相互承認を行うための共通基盤を制度的に醸成することを目的としている点において軌を一にしている。

このことを前提に、まず AQRF の性格について見ると、そこには予め設定した8つの各レベルに対応させた「資格 (qualifications)」を特定する記述を含まないことを理由に、あくまでもこれを「参照的な枠組み」として位置づけている。その一方で、AQRF は国別に策定された「国家資格枠組み (National Qualifications Framework, NQF)」との比較可能性を担保するという性格を併有している旨を標榜していることに伴い、これら NQF が具備すべき「ラーニング・アウトカム」を軸にその内容に関わる要件を明示する。そしてその上で、そうした NQF の内容が AQRF の求める要件にどう整合しているかを検証しその結果を報告書にしたためのプロセスをシステム化するなど、実質的に国別の QF の準拠規範としての役割を果たすことが指向されている。

これに対し、AQAF は、ASEAN を構成する国々の高等教育機関や教育プログラムを対象とした外部質保証を担う機関の組織・活動に関する緩やかな準拠規範として性格づけられている。併せてそれは、高等教育質保証機関自身が営む質保証活動の改善・向上のための自己検証のための参照ツールとしての役割をも果たすことが期待されている。このようにここでも、AQRF 同様、AQAF が「参照的」な準拠規範であることが強調されている。しかしその一方で、AQAF の有効性を評価することを目的に、ここでは高等教育質保証機関を対象とした「試行評価 (Pilot Review)」が実施されるなど、それは AQRF 以上に、強い規範的拘束性をもつことを指向しているとも考えられる。しかも、その規範の中には「[第4領域] 国家資格枠組み」が組込まれていることから、当該部分と上記 AQRF との重複が推定されるという意味において、

AQAF、AQRF 間の内容的矛盾・抵触がある場合の両者の整合性をどう確保するのか、という問題が惹起する可能性も否定できない。

とは言え、「[第4領域]」の内容を見る限り、それは、AQRFのような資格レベル別の「ラーニング・アウトカム」の要素を詳細かつ具体的に規定づけるものではなく、例えば、「国家資格枠組み (NQF)」は経験学習を正規の「学修」として扱うこと（「[第4領域] 国家資格枠組み」(4.1, 4.2) や、「資格」に係る各レベルが「ラーニング・アウトカム」をベースとした記述内容とされる（同4.3）とともに、単位制がその基礎となっていること（同4.5）、さらにはそうしたNQFの十全運用を確保するために「権限ある情報センター」の設置を必要とすること（同4.10）など、それは、NQFの中身についてではなく、それを支える制度条件の大枠を規定したもので、両者のすみ分けは十分であるとも理解できる。もっとも、AQAFには、NQFが設定する全ての資格レベルの「順次性、透過性」とその柔軟運用を求める条規（同4.4）や、NQFに対しそれが「動的性格」を保持するよう、ニーズの変化に応じた見直しの必要性を強調する条規（同4.9）などNQAFの内容に大きな与えるものも含まれていることから、やはりAQAF、AQRF間での相互調整の必要性も考慮されるべきである。

ところで高等教育質保証の発展段階において、第一段階を、高等教育機関による「内部質保証」とQA機関による「外部質保証」の組み合わせで実施、第二段階を、国主導によるQA機関の認証、第三段階を、各国を横断するQAネットワークが、国際的な教育スタンダードに即して国別のQA機関の活動のレビューアとして最終的な「質の管理者 (Quality Guardians)」となる、と区分する考え方がある⁽³⁰⁾。この区分法に照らして鑑みると、AQRFの「参照プロセス」、AQAFに即した「試行評価」は、そうしたQAの最終局面を視野に展開されていると理解することも出来よう。

そうした仮説を裏付けるかのように、AQRFをASEAN諸国における実効的な枠組みとして本格的に機能させる取組は、既に始動段階にある。2017年2月

開催の「ASEAN資格参照枠組み委員会 (ASEAN Qualification Reference Framework Committee)」の初会合で、2018年から2年をかけて国別に設定された「国家資格枠組み (NQF)」のAQRFへの準拠状況を検証するための上記「AQRF参照手続 (AQRF Referencing Process)」の実施が確認され、それに向けた活動が展開されつつある。また、上に見たAQAFに即した国別の外部質保証機関を対象に行われた「試行評価 (Pilot Review)」の結果を受けて、2019年中にもAQAFを改訂することが予定されている⁽³¹⁾。

AQRFは「ASEAN経済共同体」を支えるマン・パワーの開発を、AQAFはASEANを単位とする高等教育の地域統合を標榜するなど、制度発足時における目的・目標に若干の違いが見られた。しかしながら今日、そうした差異はほぼ解消され、両者は相補的な関係の下で、ASEAN諸国内外の高等教育システムの互換性の促進に資するようなQAの仕組みとこれを支えるQFの制度基盤を盤石なものとしていく方向に推移しているように見受けられる。

ところでAQRFの創設に当り、オーストラリア、ニュージーランドの両国が強い影響力を発揮し、AQAFに至ってはEU主導のSHAREプロジェクトの展開過程でその制度構築と試行運用が行われてきた事実を忘れるわけにはいかない。ASEAN諸国が連携してその効果的運営を目指す高等教育質保証の営みは、今後、ASEANとその構成国の自立性やその各々の特質に配慮することを前提としながらも、ボローニャ・プロセスの中で形成されたEU圏の高等教育質保証システムを軸とする欧米由来の質保証制度と強い親和性を保ちながら実践展開していくことが予想される。

最後に、AQRF、AQAFのいずれも、その性格について各々「参照的な枠組み」、「緩やかな準拠規範」とされているにもかかわらず、この両者とASEAN各国のQAシステムの整合性の度合いを検証するプロセスが具体的に進行したことの意味について再確認したい。

現下のASEAN各国のQAシステムでは、教育の

内容・方法に加え、さらにそこでは「アセスメント」の営為が重視されるとともに、その在り方について大きな関心が集まっている。そこでは伝統的手法として位置づけられてきた「ピア・レビュー」方式に代わり、急速な広がりを見せている「アセスメント」という営為が、国の傘下にある組織によって構築・運用される「拘束性の強い制度的枠組み (Regulatory Framework)」を基礎にさらにシステムとして充実の度を高めていく方向にある⁽³²⁾。先述の国別の QF がまさにその流れに沿うものと言えるが、AQR、AQAF が実質的に、国別の QF や「外部質保証」の準則として作用することで、ASEAN 地域における「統合的な高等教育空間」への移行が歩を速めることは必定である。「国境を越えた高等教育の質保証 (cross-border quality assurance)」を肯定的に受止めてきた ASEAN 各国の国別の高等教育質保証機関は、そうした考え方の延長線上で、これまで見てきたような EU 圏等に由来するグローバルな質保証のメカニズムの制度移転の動き⁽³³⁾に対してもそれに積極的に対応しようとしているように見受けられる。

これまで東アジアにおける高等教育の地域統合の在り方について、欧州のボローニャ方式ではなく「相互に教育内容を理解し互換できるツールを開発し、透過性のある共通の教育フレームワークの構築」の必要性を強調する意見⁽³⁴⁾も存した。そうした意見を踏まえつつも、上記の如く、「ASEAN 経済共同体」の実現へのプロセスを通じ、東南アジア諸国では、「ラーニング・アウトカム」とその「アセスメント」を基本に据えた欧米の「高等教育資格枠組み」に類似の方式を採用することにより高等教育の地域統合の動きが加速化しつつある。そして今次の「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」が発効されたことにより、その流れはオーストラリア、ニュージーランドの2国を巻き込みながら北東アジア地域にまで波及する様相を呈しつつある。

5. 「資格枠組み (QF)」を軸とした今後の我が国高等教育質保証の展望—むすびにかえて—

ユネスコは、地球規模での教育、科学、学術文化の

協力関係と交流の促進を図る任務を担う国際連合の専門機関である。そのユネスコは、従来より、高等教育や専門職に係る「資格 (qualifications)」に対する国家間の相互承認を円滑に進めることの出来る国際的な枠組み構築の必要性を認識し、25年以上にも亘り、そのための地域間会合を頻繁に開催してきた⁽³⁵⁾。そうした地域間会合の目的は、「知的、道徳的営みの内的統合」を促し、「世界の人々の教育的、科学技術的そして倫理的な諸関係を通じ、世界の平和と人類共通の福利」を達成するというユネスコの目標に近づくために、学位等の修了資格の相互承認の法的枠組みを各国が構築することを通じ、高等教育における国際連携を推進するとともに学生や研究者の移動を阻む障壁を除去しようとすることにあった⁽³⁶⁾。

冒頭に見た2018年2月に我が国が批准した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」は、そうした理念に沿ってユネスコ主導の下で策定された国際合意である。しかもそれは、上記目標の実現を標榜するユネスコの枠組みの下、2011年11月に東京で開催された国際会議ですでに採択を見ていたのである⁽³⁷⁾。

その規約が、今次において5ヶ国間で締結されたことの意味は極めて大きいものと考えられる。これまでも高等教育のグローバル化に伴う我が国学生の海外大学等への留学、海外学生の我が国大学への受入れを促進するとともに、卒業生のグローバルな活躍を後押ししていく上で、我が国と他国の高等教育及びその学習履歴の比較を容易にする制度の整備は喫緊の課題として捉えられていた。従ってこの規約の締結に伴い、これら諸国を包含する「地域」において、学位等の「資格 (qualifications)」の比較可能性を担保するとともに、それらの等価性及びその授与要件・手続の透過性を担保できる共通的な高等教育質保証の基盤形成が早急に求められることになる。その意味でも、ASEAN 地域を横断する高等教育質保証連携に向かう形成プロセスの足跡を丁寧に検証することには大きな意義が認められると思料する。

また、近年、ASEAN 諸国に日・中・韓の3ヶ国を加えた「ASEAN + 3」が連携・協働し東南アジアと

北東アジアで共有可能な高等教育質保証の仕組み作りを模索する動きが顕在化しつつある。今回発効された上記規約には、北東アジア 3ヶ国に加え、ASEAN の高等教育質保証システムの構築に少なからぬ影響力を及ぼしてきたオーストラリア、ニュージーランドが加入していることから、本規約の締結を契機に、ASEAN との協働的な絆をより強固としていく中で、地域横断的な質保証の裏付けを伴う、地球規模の高等教育の「共同空間」が誕生する可能性が一段と高まったものとも見ることが出来る。

しかしながら、こうした「共同空間」の一翼を占めることとなっている我が国高等教育への課題は山積している。とりわけ未だ「高等教育資格枠組み」をもたない我が国の場合、学位や単位等の地域横断的な比較や等価性の評価を制度的に可能にしていく上で、その仕組みの構築は避けては通ることの出来ない大きな課題となっている。こうした仕組みをどの責任主体の下で如何なるプロセスで構築するのか、その運用の任をどのような機関に委ねるのか、いずれも直ちに検討に入るべき事項である。併せて、本規約の発効を受けて設立が予定され、学位を基礎としたこれら「資格」に関する総括的、個別的情報を海外に発信する任を担うことになる「国内情報センター (National Information Center)」の在り方に係る議論も早急に進めることが要請される⁽³⁸⁾。

【注】

- (1) 文部科学省「我が国の学位等の国際的通用制の向上に向けて (報告)」(中央教育審議会大学分科会「制度・教育改革ワーキンググループ」第11回配付資料。
- (2) 外務省 (報道発表、2018.2.1) 「『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約』の発効」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005594.html 2018.5.26) . 規約の全文については「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm, 2018.5.15)。
- (3) 福永佳史, 2015, pp.230-232.

- (4) Yin Cheong Cheng., 2016, pp.126-127.
- (5) Gordon Stanley., 2012, p.21.
- (6) Jone Knight.,2010, p.80.
- (7) Asian Development bank (ADB) .,2011, p.50.
- (8) Hamish Coates., 2017, P 108.
- (9) SHARE“Qualifications Framework: Making Degrees Comparable in ASEAN and Beyond” (<https://www.share-asean.eu/sites/default/files/SHARE%20Qualifications%20Framework.pdf>, 2018.5.15).
- (10) MQA“MQA At A Glance” (http://www2.mqa.gov.my/mobile/about_mqa.html, 2018.5.26) .
- (11) ここで大切なことは、 a) こうした資格を得るためには、高等教育が確固とした「内部質保証システム (Internal Quality Assurance System)」を保持している必要があるということ、 b) その資格取得に伴って、自身が開設した教育プログラムを、MQF に即し当該プログラムの教授会 (senate) の下でアクレディットする権能が付与されることをその内容としていること、の 2点である。但し、「専門職団体 (professional body)」によるアクレディテーション若しくは認定が要求されている教育プログラムは除かれるほか、アクレディットした教育プログラムは、必ず MQR に登録しなければならない (MQA“Self-Accreditation” (http://www2.mqa.gov.my/portal_swa/FAQ.cfm, 2018.5.26)。
- (12) 大学改革支援・学位授与機構・評価事業部国際課「マレーシア高等教育の質保証」(http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/malaysia/no17_BriefingonMalaysiaQAinHE%28JPN%29_protected.pdf, 2018.5.1) pp. 6 -10.
- (13) Jasvir Kaur Nachatar Singh., 2017, p.159, P.165.
- (14) 杉本均, 2005, pp.131~135.
- (15) 「マレーシア資格枠組み」の趣旨・目的、「資格」の枠組み構造を含む MQF の全文については MQA “Malaysian Qualifications Framework (MQF) [2nd edition]” (<http://www.mqa.gov.my/PortalMQAv3/document/mqf/MQF%202nd%20Edition%2002042018.pdf#search=%27Malaysian+Q>

- ualifications+Framework%5B2nd+edition%5D%27, 2018.5.29)。
- (16) MQA“Malaysian Qualifications Framework (MQA)” (<http://www2.mqa.gov.my/mobile/mqf.html>, 2018.5.26)。
- (17) 島本英樹・早田幸政・堀井祐介・林透・望月太郎・原和世, 2015, p.32。
- (18) 島本英樹・早田幸政・堀井祐介・林透・望月太郎・原和世, 2015, pp.31-32。
- (19) Prompilai Buasuwan & Bordin Rassameethes., 2015, p 200, p 205。
- (20) OHEC“QA&TQF” (<http://inter.mua.go.th/qa-tqf/>, 2018.5.2)。
- (21) 「タイ国家高等教育資格枠組み」の全文(趣旨・目的、「資格」の枠組み構造等を含む)については、“National Qualifications Framework for Higher Education in Thailand [IMPLEMENTATION HANDBOOK 2006.11]” (<http://www.mua.go.th/users/tqf-hed/news/FilesNews/FilesNews8/NQF-HEd.pdf#search=%27National+Qualifications+Framework+for+Higher+Education+in+Thailand%E2%80%9D+%5BIMPLEMENTATION+HANDBOOK%27>, 2018.5.29)。
- (22) Chiara Logli., 2015, p.30。
- (23) 大学改革支援・学位授与機構・評価事業部国際課「[[ブリーフィング資料] インドネシア高等教育の質保証」(http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/indonesia/nol17_BriefingonIndonesiaQAinHE%28JPN%29_protected.pdf, 2018.5.15) 6頁。但し、教育プログラム評価は、BAN-PTの規模や評価者数に限りがあることなどから、十分機能しているとは言えない状況にある。教育の質に問題を抱えている教育プログラムの多くは私学セクターに属している。こうした背景の下、教育省が高等教育局長(DGHE)の名で、アクレディットされていない大学については卒業生に修了証明書の交付を認めない旨の意見表明を発出する事態にまで発展した(R. Alpha Amirrachman., 2018, pp.359-361)。
- (24) “Indonesia-NQF Inventory” (https://connections.etf.europa.eu/wikis/home?lang=en#!/wiki/Wf591e43b607e_4ccf_8d94_a3256a255147/page/Indonesia%20-%20NQF%20Inventory, 2018.5.28) p. 2。
- (25) Megawati Santoso“Indonesian Qualifications Framework (2013)” (https://olc.worldbank.org/sites/default/files/Session%202.1_ESDP_WfD_Indonesia%20QF%20%281%29.pdf#search=%27Megawati+Santoso%E2%80%9CIndonesian+Qualifications+Framework%E2%80%9D%27, 2018.5.28)。
- (26) 大学改革支援・学位授与機構・評価事業部国際課「ASEAN 全10か国の国家資格枠組の進展状況」(<https://qaupdates.niad.ac.jp/2017/08/29/asean-nqf-aqrf/> 2018.5.1)。
- (27) 「ASEAN 資格参照枠組み」の趣旨・目的、枠組み構造、「参照手続 (Referencing Process)」を含むAQRFの全文については、“ASEAN QUALIFICATIONS REFERENCE FRAMEWORK” (<http://asean.org/storage/2017/03/ED-02-ASEAN-Qualifications-Reference-Framework-January-2016.pdf#search=%27ASEAN+Qualifications+Reference+Framework%2CAQRF%27>, 2018.5.29)。
- (28) とここで、コンピテンシー・ベースの「教育スタンダード」のもつ意義について、それぞれの専門分野や高度職業領域・実務領域で要求される知識・能力・スキルなどの体系との親和性が高いことを指摘する見解がある (David Boud., 2017, p.21)。この観点に鑑みると、AQRFの「ラーニング・アウトカム」が実務領域において要請されるコンピテンシー重視の姿勢を示していることは、それがASEAN地域の経済・科学技術の発展を牽引するマン・パワーの育成を促進させる役割を自覚的に追求しようとしている表れでもある。
- (29) 「ASEAN 質保証枠組み (AQAF)」の趣旨・目的、高等教育質保証機関を対象とする質保証の準拠基準の全文については AQAN“ASEAN QUALITY ASSURANCE FRAMEWORK” (www.aqan.org/aqanv2/document/pdf/H%20-%20

- AQAF%20 [FINAL].pdf)。AQAF の有効性を検証する「試行評価 (pilot review)」の手順の詳細については、AQAN“ [SHARE GUIDELINES] Review of External Quality Assurance Agency” pp.42-49。
- (30) Angela Yung Chi Hou., 2015, p.313.
- (31) 大学改革支援・学位授与機構・評価事業部国際課「ASEAN 地域レベルの高等教育関係団体による質保証の取組み」(<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/asean.html> 2018.5.1)。
- (32) Brian D. Denman., 2014, p.239.
- (33) Angela Yung Chi Hou., 2015, p.311.
- (34) 堀田泰司, 2013, p.252.
- (35) Jone Knight., 2010, p.82.
- (36) Stamenka Uvalic-Trumbic., 2004, p.145.
- (37) 外務省 [[報道発表]『高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約』の発効] (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005594.html 2018.5.1)。
- (38) この点について、大学改革支援・学位授与機構・評価事業部国際課は「今後は政府レベルでの資格の承認の流れが加速する可能性がある」との見通しを立てている (同課「日本の新しい『国際約束』—2月に発効した『東京規約』が描く、資格が公平に扱われる社会」(<https://qaupdates.niad.ac.jp/2018/03/15/tokyocvnineffect/>) 2018.5.2)。
- Springer
- Jasvir Kaur Nachatar Singh, 2017, “Human Capital or Talent Development? : A Paradigm Shift by Malaysian Higher Education”, Hans de Wit, Jocelyne Gacel-Avila, Elspeth Jones and Nico Jooste, eds., *The Globalization of Internationalization: Emerging Voices and perspectives*, New York: Routledge
- Hamish Coates, 2017, “The Market for Learning: Leading Transparent Higher Education” Singapore: Springer
- Yin Cheong Cheng, 2016, “Paradigm Shift in Higher Education: Learning, Internationalisation and Development”, Joseph Zajda and Val Rust, eds., *Globalisation and Higher Education Reforms*, Switzerland: Springer
- Prompilai Buasuwan and Bordin Rassameethes, 2015, “Dynamics and Challenges of Public and Private Partnership in Thai Higher Education Institutions in Promoting a Creative Society”, John N. Hawkins and Ka Ho Mok, eds., *Research, Development and Innovation in Asia Pacific Higher Education*, New York: PALGRAVE MACMILLAN
- Angela Yung Chi Hou, 2015, “The Quality of Mass Higher Education in East Asia: Development and Challenges for Asian Quality Assurance Agencies in the Glonacal Higher Education” Jung Cheol Shin, Gerard A. Postiglione and Futao Huang, eds., *Mass Higher Education Development in East Asia: Strategy, Quality, and Challenges*, Switzerland: Springer
- Chiara Logli, 2015, “Higher Education and the Public Good: Creating Inclusive and Diverse National Universities in Indonesia in the Era of Globalization”, Christopher S. Collins and Deane E. Neubauer, eds., *Redefining Asia Pacific Higher Education in Contexts of Globalization: Private Markets and the Public Good*, New York: PALGRAVE MACMILLAN

<参考文献>

- R. Alpha Amirrachman, 2018, “Higher education institutions in Indonesia”, V. V. Krishna., eds., *Universities in the National Innovation Systems: Experiences from the Asia-Pacific*, New York: Routledge
- David Boud, 2017, “Standards-Based Assessment for an Era of Increasing Transparency”, David Carless, Susan M. Bridge, Cecilia Ka Yuk Chan and Rich Glofcheski, eds., *Scaling up Assessment for Learning in Higher Education*, Singapore:

- Brian D. Denman, 2014, "Paradox or parody? : Globalization and internationalization of higher education", Ka Ho Mok and Kar Ming Yu, eds., Internationalization of Higher Education in East Asia: Trends of student mobility and impact on education governance, New York: Routledge
- Gordon Stanley, 2012, "Challenges in the Quest to Create Global Qualifications and Standards Are Driving Change in Education Systems", Wojciech Bienkowski, Josef C. Brada and Gordon Stanley, eds., The University in the Age of Globalization, London: PALGRAVE MACMILLAN
- Asian Development Bank, 2011, "Higher Education Across Asia: An Overview of Issues and Strategies" Manila: Asian Development Bank
- Jane Knight, 2010, "Cross-Border Higher Education: Quality Assurance and Accreditation Issues and Implications", Christopher Findlay, William G. Tierney, eds., Globalization and Tertiary Education in the Asia-Pacific: The Changing Nature of a Dynamic Market, Singapore: World Science
- Stamenka Uvalic-Trumbic, 2004, "UNESCO Conventions on the Recognition of Qualifications: Regional Frameworks in a Global Context", OECD, Quality and Recognition in Higher Education: The Cross-Border Challenge, Paris: OECD Publications
- 早田幸政 . 2017, 「ASEAN におけるラーニング・アウトカムの測定・評価を軸とする高等教育質保証体制構築に向けたチャレンジに関する研究」中央大学教育学研究会『教育学論集』59集 .
- 北村友人 .2016, 「高等教育の国際化と域内連携」IDE 大学協会『IDE 現代の高等教育』No.577.
- 福永佳史 .2015, 「ASEAN 経済統合の将来展望」石川幸一・朽木昭文・清水一史編著『現代 ASEAN 経済論』文眞堂 .
- 島本英樹・早田幸政・堀井祐介・林透・望月太郎. 原和世 .2015, 「ASEAN 地域連携による高等教育の質保証とタイ王国のアクレディテーション・システム」大阪大学全学教育推進機構『大阪大学高等教育研究』4号 .
- 堀田泰司 . 2013, 「ヨーロッパの高等教育の地域統合と東アジア—透過性のある枠組みと高等教育機関の経験—」黒田一雄編著『アジアの高等教育ガバナンス』勁草書房 .
- 早田幸政 . 2013, 「大学教育のグローバリゼーションと教育質保証の国際的通用性」植野妙実子編著『法・制度・権利の今日の変容』中央大学出版部 .
- 早田幸政・望月太郎・齋藤貴浩・堀井祐介・島本英樹・中村征樹・渡辺達雄・林透「東アジア圏の教育における大学間交流と質保証システム」大阪大学大学教育実践センター『大学教育実践センター紀要』8号 .
- 杉本均 .2005, 「グローバル化時代のマレーシアにおける高等教育改革」財団法人静岡総合研究機構編・馬越徹監修『アジア・太平洋高等教育の未来像』東信堂 .

Quality Assurance of Higher Education through ASEAN Regional Cooperation and “Qualifications Framework” : What is requested for Higher Education Quality Assurance of Japan at Present ?

※ Yukimasa HAYATA

[Key Words]

ASEAN, Quality Assurance (QA) , Qualifications Framework (QF) , QA Network, Mutual Recognition

[Abstract]

Recently, Japan ratified the treaty, which mutually recognize “Higher Education Qualifications” among neighboring countries. There are some background factors about transformation of cooperative higher education “Quality Assurance (QA) ” system in ASEAN. By ratification of the treaty, Japan aims to promote the interaction between higher education and the cross-border mobility of student in East Asia through utilization of the ASEAN Higher Education QA Network.

So, firstly this paper briefly describes the “Higher Education Qualifications Framework” in ASEAN countries. Malaysia, Thailand and Indonesia. Secondly the paper inquires how ASEAN Higher Education QA Network is formulated to advance mutual recognition of “qualifications” effectively, and facilitates cross-border higher education services in East Asia beyond the scope of ASEAN region. Finally on the basis of the examinations, this paper analyzes the impact of Japanese higher education policy by the movement of ASEAN QA reformation.

※ Professor, Faculty of Science and Engineering, Chuo University